

和四七年度（一九七二）事業から中断されている坂下津岸壁造成工事に伴う土砂の処置と、新しい港湾整備事業の推進と、支障の生じない港の利用が行えるよう漁業権消滅についての交渉で、昭和四九年八月八日妥結するまで一年五カ月を要した。

交渉の経緯

（一）漁業権消滅区域

漁業権消滅区域は港湾区域内と決定。漁協は、航行船舶の大型化、家庭排水等による海水汚染の進行による漁業の不振等を理由に全域を希望、市は現況の理解と漁業権の存在により生ずる各種の支障をこの際解決すべく全域消滅に同意した。

港湾区域面積

一六〇・〇 ha

漁業権消滅区域

一二七・五 ha

位置 大浦地先 名称 宇和島港湾（外泊区域）

（二）漁業補償金

補償金の算出方法は公共用地の取得に伴う損失補償基準により、共同漁業権、区画漁業権、許可漁業、自由漁業以上を種類別補償として、市独自の調査を行ない各々の資料を参考として漁業補償額の算定を行なった結果一一億一千七百万円となった。

市は漁場の現況、航路による支障度合、造成地の価値等減価要因を考慮して提示額を八億円とした。しかし漁協要望との開きはあまりにも大きく、話し合いにはならなかった。要因は漁獲高、漁種別単価或は収益率の見方の相違によるものであり、両者提示額を撤回し改めて話し合うこととなった。市としても算定の根拠は持ちながらも納得し得る確実な根拠の把握が困難なため、造成予定地（埠頭用地を除く）約一五万㎡の価値（補償金の支払財源は造成地の処

分代金を充当する計画）との比較において九億円が限度であるとした。

漁協も交渉過程において補償金の代りに造成地の譲渡の意向もあったが、計画的な都市再開発に支障が生ずることを配慮し金銭による解決を要請、最終的に一一億五千万円の要求がなされた。

ここでも両者の開きがあり、交渉の進展がみられないため、議会首脳部による漁協側の協力要請が行なわれ、結果九億円を不満としながらも、港湾整備事業の推進に協力の歩み寄りが伺われ、最終決着は市長と組合長交渉に應ずることとなり、昭和四九年八月一日から市長、組合長交渉に移り補償額九億円と漁民の協力謝礼金一千万円贈呈することで昭和四九年二月二五日補償契約した。

多年の懸案であった港湾内の漁業権が漁協の協力で解決した。

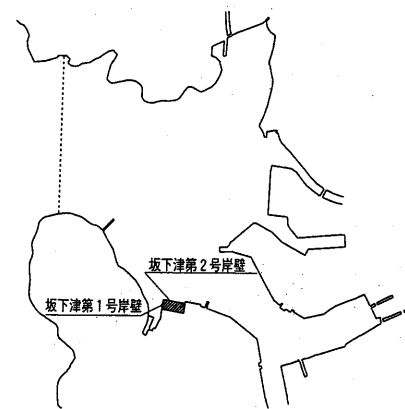
第二節 港湾整備事業の経緯

宇和島市の港湾改修事業の経緯については、前市誌において、生前から終戦までの推移と戦後の港湾改修事業を昭和二三年から昭和三四年までを第一期整備事業、昭和三五年から四六年までを第二期整備事業として記載されているので、今回の市誌においては、以後を第三期整備事業として整理する。

第三期整備事業

前市誌において記述されているとおり、第二期整備事業による宇和島港の画期的な発展に対応し、昭和四六年から改めて第四次港湾整備五カ年計画が実施されることとなる。

坂下津地区



宇和島港 坂下津地区 S 56

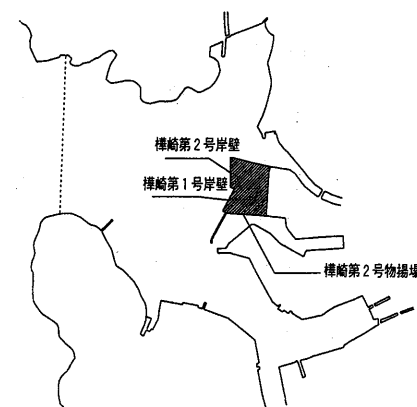
昭和四十六年（一九七二）から大型船舶の接岸が可能な坂下津岸壁の整備に着手し、昭和五十六年九月二日完成した。

坂下津一岸壁、水深 四・五 m 延長六〇 m 対象船舶 七〇〇 t 級・坂下津第二岸壁、水深 七・五 m 延長一三〇 m 対象船舶五、〇〇〇 t 級の岸壁と事業費五二七、七四〇千円をもって実施した。（愛媛県施工）

これにより、東南アジアから外材、糖蜜の輸入や、穀類、セメント、砂、碎石の移入が活発に行なわれるようになり、港湾背後地には製材所、アルコールや糖蜜のタンク、穀物サイロ、飼料工場、セメント工場等が建設され、宇和島における物流・生産の拠点となる

榑崎地区

坂下津産業団地が形成されることとなった。



宇和島港 榑崎地区 S 59

昭和四十八年（一九七三）三月には、宇和島港湾計画が策定され、その計画に基づき昭和五十二年（一九七七）からフェリーの大型化に対応するために、榑崎第一岸壁 水深 六・五 m 延長一四五 m 対象船舶三、〇〇〇 t 級（フェリー用岸壁）榑崎第二岸壁 水深 四・五 m 延長一四〇 m 対象船舶七〇〇 t 級（貨物船対応岸壁）榑崎第二号物揚場 水深 二・五 m 延長二三五 m 埠頭用地等面積三九、九一八 m² 埋立土量四八五、〇〇〇 m³ 事業費一、五六五、二〇〇千円をもって昭和五十九年五月二日完成した。（愛媛県

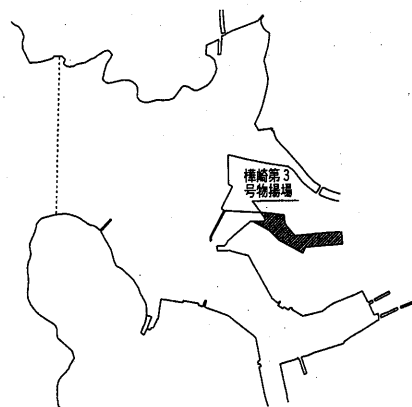
施工

昭和五十五年（一九五〇）に榑崎から築地に移転していた別府航路発着埠頭が、榑崎に戻り再び榑崎地区が宇和島の港の玄関となった。

用地造成

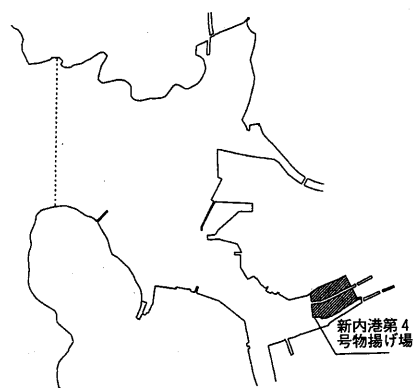
この榑崎地区の港湾整備に併せ宇和島市土地開発公社が施工した。埋立地 面積三四、八一六 m² 埋立土量一五〇、〇〇〇 m³ 事業費八七四、二二三千円 昭和五十九年完成により宇和島の主要産業として成長したタイ・ハマチの養殖業に使用する冷凍飼料の保管用冷蔵庫が建設され、同地区に隣接する築地地区と並び水産業の物流の拠点となった。

朝日運河



宇和島港 朝日運河 H 元

新内港地区



宇和島港 新内港地区 H 10

日振島、戸島、九島等の離島航路の発着基地である新内港地区においては、昭和四十八年（一九七三）から現市庁舎の埋立に着手し、昭和四十九年に完成後、新庁舎が建設された。

昭和六〇年（一九八五）から平成元年（一九八九）にかけて朝日運河を埋立し、小型船の係留基地の整備を行なった。面積三、九〇七 m² 埋立土量一九〇、五〇〇 m³ 榑崎第三号物揚場 二・五 m 延長五五 m 事業費六八、七〇〇千円（愛媛県施工）

用地造成

宇和島市土地開発公社により 面積三三、四三三 m² 事業費一、〇三一、六八〇千円の用地造成を併せて実施した。

また昭和四十九年から昭和五十一年の間に新庁舎裏に、水深四・〇 m 延長七〇 m の岸壁を建設、昭和五十一年から昭和五十三年の間には盛運汽船(株)前を埋立し、離島航路の発着施設である新内港駅が建設された。

平成元年(一九八九)には、新内港地区に国道五六号のバイパスである宇和島道路が横断する計画に伴い、港湾計画の改訂がなされ、平成四年から大規模地震災害に対し耐震性の高い新内港第四号物揚場 水深 四・〇 m 延長五〇 m、埠頭用地 面積一〇、二四二 m² 埋立土量一七九、五〇〇 m³ 事業費二、三四六、〇〇〇千円にて施工。その内には快適性の高い港湾空間を形成するために、緩衝、休息、避難を目的とした緑地九、七〇四 m²が配置された。

平成四年から新内港地区の新たな整備が、宇和島道路及び国道三二〇号の建設を並行し行なわれ、平成一〇年三月三日に完成した。

また耐震バースには、可動橋が設置され九島航路のフェリーの車両乗降の利便性の向上が図られ、また、離島航路の発着施設の新内港駅もこの地に移転し、宇和島港の人流の拠点となった。

用地造成

この事業に併せて、都市再開発用地 面積二二、〇八一 m² 道用地九、二三九 m² 埋立土量一九一、八〇〇 m³ 事業費二、六八四、七〇〇千円をもって宇和島市土地開発公社で事業を実施した。

築地地区

新内港地区の整備を並行して平成四年から漁船等からの水産品の荷揚げに対応する築地第四号物揚場 水深 四・〇 m 延長八〇 m 築地第五号物揚場 水深 四・〇 m 延長四〇 m 築地第六号物揚場

大浦地区

平成二二年からは、内貿貨物の新たな拠点として、二、〇〇〇 t 級の船舶に対応した岸壁 水深五・五 m 延長二〇〇 m 水深二・五 m 延長三七〇 m の物揚場、埠頭用地、緑地二五、七五〇 m² 面積五八、二六〇 m² 埋立土量六六六、〇〇〇 m³ (愛媛県施工)

用地造成

港湾関連用地、面積二五、四五〇 m² 下水道課に於て計画している大浦都市下水路事業のポンプ揚用地二、二二〇 m²、埋立土量二六〇、〇〇〇 m³をもって、宇和島市土地開発公社により事業計画を行ない一〇年間で完成を目指しているところであります。

第三節 埋め立て事業の推移

宇和島港埋立については、大正一〇年(一九二二)より港湾修築事業のなかで歴代市長により継承されてきた。戦後旧内港埋立を始めとして幾多の事業を実施してきている。そこで一部前市誌と重複するところもあるが以下埋立事業を列記する。(別添図面参照)

特定港湾整備事業

① 埋立場所

宇和島市坂下津字日振新田四〇七番地及び字向山坂下津三八一の二一地先

着工年月日 昭和二六年(一九五二) 八月二日

竣功年月日 昭和三四年(一九五九) 二月五日

埋立面積 三八、五五七 m²

埋立権者 宇和島市

場 水深 二・五 m 延長五〇 m 面積一、五五一 m² 埋立土量七、二〇〇 m³ 事業費四三六、四〇〇千円をもって平成九年(一九九七)六月一日日完成した。(愛媛県施工)

用地造成

新内港地区の整備に伴い移転の必要となった(株)宇和島魚市場や愛媛県漁連の水産加工場用地が宇和島市土地開発公社により 面積五、〇四八 m² 埋立土量四五、〇〇〇 m³ 事業費四五、六八八千円をもって用地造成がなされ、建設され既存の愛媛県漁連市場と合わせ樺崎地区と共に、宇和島港の水産関連ゾーンの拠点が完成することになった。



宇和島港 築地地区 H 9

埋立目的

雑種地

②

埋立場所

宇和島市明倫町大字地先海面

着工年月日

昭和三三年 八月二日

竣功年月日

昭和三四年 三月二四日

埋立面積

二、九三〇 m²

埋立権者

愛媛県

埋立目的

物揚場、雑種地、護岸敷

③

埋立場所

宇和島市朝日町大字地先海面

着工年月日

昭和三三年 八月二日

竣功年月日

昭和三八年 一月二〇日

埋立面積

二、一一〇 m²

埋立権者

愛媛県

埋立目的

物揚場、雑種地、護岸敷

④

新内港

埋立場所

宇和島市丸之内から同市横新町地先海面

着工年月日

昭和三三年(一九五八) 九月一日

竣功年月日

昭和三四年 一月一日

埋立面積

一〇、〇〇七 m²

埋立権者

財団法人宇和島住宅協会

埋立目的

雑種地

本事業は、旧内港昭和二四年(一九四九)丸劇前(現在柳町)の埋立以後一〇年にして国道五六号線より、横新町、丸之内地

先（堀末橋まで）の埋立が行なわれた。これにより渡し場がなくなった。

埋立工事免許及び番号 昭和三年九月十五日

愛媛県指令港第五二四号

埋立面積 一〇、二二〇㎡

内訳

雑種地 九、八七六㎡ 物揚場 二七三㎡
道路敷 二〇㎡ 護岸敷 四一㎡

第一工区 雑種地 七、六三六㎡

第二工区 雑種地 二、二〇六㎡ 物揚場 二四九㎡

道路敷 一三三㎡ 護岸敷 四四㎡

合 計 一〇、一五八㎡

竣 功 第一工区 昭和三年四月一七日

第二工区 昭和三年六月二十四日

公有水面埋立竣工認可申請 昭和三年七月二日

⑤ 埋立場所

宇和島市大字藤江字住吉山一七九五番地及び住吉町七〇〇番地

着工年月日 昭和三年七月二六日

竣功年月日 昭和三年十一月二〇日

埋立面積 六、七五二㎡

埋立権者 財団法人宇和島住宅協会

埋立目的 雑種地

⑥ 埋立場所

宇和島市大字藤江字住吉一七九六番地地先
着工年月日 昭和三十七年八月八日追認（大正十一年ごろ完成）

竣功年月日 昭和三十七年九月五日

埋立面積 四九二㎡

埋立権者 宇和島市

埋立目的 雑種地

⑦ 埋立場所

宇和島市坂下津字日振新田甲四〇七ノ一地先
着工年月日 昭和三年（一九六四）一月二〇日

竣功年月日 昭和四年四月二五日

埋立面積 六、〇三三㎡

埋立権者 愛媛県

埋立目的 物揚場、港湾用地

⑧ 埋立場所

宇和島市朝日町三八〇番地の八地先

着工年月日 昭和三年七月二一日

竣功年月日 昭和三年八月二〇日

埋立面積 九八七㎡

埋立権者 愛媛県

埋立目的 物揚場、埠頭用地

⑨ 埋立場所

宇和島市朝日町三六三番地地先

着工年月日 昭和四年三月三一日

竣功年月日 昭和四年八月一日

埋立面積 四二㎡
埋立権者 三好造船株式会社
埋立目的 造船用船舶機装用地

⑩ 埋立場所

宇和島市朝日町三一八番地地先

着工年月日 昭和四年二月七日

竣功年月日 昭和四年七月一九日

埋立面積 一、八二一㎡

埋立権者 宇和島造船株式会社

埋立目的 雑種地

⑪ 埋立場所

宇和島市朝日町字富堤三二七の三〜三二七の五地先

着工年月日 昭和四年一月五日

竣功年月日 昭和四年二月三日

埋立面積 七三〇㎡

埋立権者 宇和青果農業協同組合

埋立目的 荷揚場

新内港（堀末橋〜宇和島橋）

⑫ 埋立場所

宇和島市丸之内四丁目四番地一四号地先から枳形町二丁目三番一六号地までの公有水面

着工年月日 昭和四年（一九六九）二月三日

竣功年月日 昭和四年十一月三〇日

埋立面積 二、一二七㎡

埋立権者 財団法人宇和島住宅協会
埋立目的 住宅敷造成、分譲店舗、道路拡張
昭和四年埋立竣功した横新町、丸之内地区より下流部の埋立を行なった。

⑬ 埋立場所

宇和島市大浦アジモ員外二〇の二番地地先海面

着工年月日 昭和四年八月一六日

竣功年月日 昭和四年七月八日

埋立面積 二九五㎡

埋立権者 大浦消防車庫公民館建設用地造成共同出願人（二七名）代理人 本田辰夫

埋立目的 消防倉庫、公民館建設用地

坂下津

⑭ 埋立場所

宇和島市坂下津字日振新田甲四〇七番地の一から字向山三八一番地の九一地先

着工年月日 昭和四年一月二〇日

竣功年月日 昭和五十六年九月二日

埋立面積 三八、四八八㎡

埋立権者 愛媛県

埋立目的 岸壁、護岸敷、道路敷、排水路敷、野積場敷

市庁舎用地

⑮ 埋立場所

宇和島市湊町五番地の二六地先から同所五地先、同市朝日町字川端二二〇番地の一一から同

所一四地先、同二九三番地の三地先海面
 着工年月日 昭和四八年（一九七三）二月二五日
 竣功年月日 昭和四九年一月一四日
 埋立面積 七、七八九㎡
 埋立権者 宇和島市土地開発公社
 埋立目的 雑種地、護岸、道路敷
 宇和島市庁舎が手狭になり、新庁舎建設の機運がたかまり、候補地選択を行なっていたが、
 昭和四八年一月四日

新庁舎建設に伴う庁舎建設委員二二名が委嘱される。
 昭和四八年四月二〇日

庁舎建設事務嘱託者三名を庁内より委嘱
 昭和四八年七月三日

市議会議員協議会において市長より庁舎建設予定地は委員会より答申を得た新内港埋立地に決定したい旨同意を求め了解される。
 昭和四九年一月二三日 新内港埋立許可を受ける。
 昭和四九年三月九日 新内港埋立工事起工式を行なう。
 工期 昭和四九年二月二〇日 着手
 昭和四九年九月一五日 完了
 請負金額 一億四七〇万円
 工事内容 敷地造成工 道路敷 八七八・四㎡
 護岸敷 一二六・一㎡
 雑種敷地 六、七八二・九九㎡
 合 計 七、七八七・四九㎡

第四次計画（坂下津地区）
 ⑮ 埋立場所 宇和島市坂下津字向山三八一番地の九一地先海面
 着工年月日 昭和四八年二月二五日
 竣功年月日 昭和五六年九月二日
 埋立面積 四、一七三㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 護岸、岸壁敷、雑種地

市庁舎裏

⑰ 埋立場所 宇和島市朝日町川端二九三から湊町五番地の一六までの地先海面

着工年月日 昭和四九年八月一日

竣功年月日 昭和五一年一月一九日

埋立面積 二、一七五㎡

埋立権者 愛媛県

埋立目的 物揚場、道路敷、野積場

⑱ 埋立場所 宇和島市築地町二丁目三一八番地の一八四地先海面
 着工年月日 昭和五〇年（一九七五）一〇月一五日
 竣功年月日 昭和五三年六月二〇日
 埋立面積 六三四㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 ケーソン製作用材料置場用地

⑲ 埋立場所 宇和島市坂下津字向山三八一番地の九一地先海面
 着工年月日 昭和五〇年一〇月一五日
 竣功年月日 昭和五三年六月二〇日
 埋立面積 二五二㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 物揚場（一一・五㎡物揚場）

⑳ 埋立場所 宇和島大浦字江湖から小赤松まで
 着工年月日 昭和五〇年三月二九日
 竣功年月日 昭和五一年二月一七日
 埋立面積 一、三三九㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 道路拡幅工事（五カ所）

㉑ 埋立場所 盛運汽船新内港駅用地
 宇和島市湊町五番地の一六地先から横新町八三番地の八まで地先海面
 着工年月日 昭和五一年一月一六日
 竣功年月日 昭和五三年六月二六日
 埋立面積 二、五二三㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 埠頭用地

㉒ 埋立場所 宇和島市坂下津字戎山丙二〇六、三一、同字戎

第四次計画（樺崎地区）
 ⑳ 埋立場所 宇和島市住吉町一〇七二番地の八から住吉町二丁目七〇〇番地の七までの地先
 着工年月日 昭和五二年二月二〇日
 竣功年月日 昭和五九年五月二二日
 埋立面積 三九、九一八㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 岸壁、埠頭用地

第四次計画（樺崎地区）

㉑ 埋立場所 宇和島市住吉町一〇七二番地の八から住吉町二丁目七〇〇番地の七までの地先海面
 着工年月日 昭和五二年二月二〇日
 竣功年月日 昭和五九年五月二二日
 埋立面積 三九、九一八㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 岸壁、埠頭用地

第四次計画（樺崎地区）
 ㉒ 埋立場所 宇和島市住吉町一〇七二番地の八から住吉町二丁目七〇〇番地の七までの地先海面
 着工年月日 昭和五二年二月二〇日
 竣功年月日 昭和五九年五月二二日
 埋立面積 三九、九一八㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 岸壁、埠頭用地

第四次計画（樺崎地区）
 ㉓ 埋立場所 宇和島市住吉町一〇七二番地の八から住吉町二丁目七〇〇番地の七までの地先海面
 着工年月日 昭和五二年二月二〇日
 竣功年月日 昭和五九年五月二二日
 埋立面積 三九、九一八㎡
 埋立権者 愛媛県（公社用地）
 埋立目的 トラククターミナル、貯木場用地、水産資材置場、石油油槽所用地、道路用地、護岸敷

②5 埋立場所

宇和島市坂下津字戎山丙二〇六番地の三三及び同字戎山二〇六番地の三三
 着工年月日 昭和五二年二月一日
 竣工年月日 昭和五三年八月三〇日
 埋立面積 六八四㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 倉庫用地

②6 埋立場所

宇和島市大浦大字江湖甲一九五八番地一、同字江湖一九五八番地三、同字江湖甲一九五九番地、同字江湖甲一九六〇番地三及び同字江湖一九六五番地の一の地先海面
 着工年月日 昭和五四年一月三十一日
 竣工年月日 昭和五八年九月一九日
 埋立面積 一〇八㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 緑地、野積場

②7 埋立場所

宇和島市大浦字江湖甲一九五六番地五地先から同字江湖甲一九六五番地一〇地先までの海面
 着工年月日 昭和五四年一月二六日
 竣工年月日 昭和五八年九月一九日
 埋立面積 七三一㎡
 埋立権者 愛媛県

埋立目的 護岸

②8 埋立場所

宇和島市築地町一丁目三〇〇番地の六地先
 着工年月日 昭和五四年三月二七日
 竣工年月日 昭和六一年（一九八六）七月二九日
 埋立面積 八九三㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 埠頭用地

②9 埋立場所

宇和島市坂下津向山甲三八一番地九一、同字向山甲三四七番地七、同字戎山乙二三番地一〇及び同字戎山乙二三番地六の地先海面
 着工年月日 昭和五四年一月一日
 竣工年月日 昭和五六年一月二九日
 埋立面積 三一〇㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 児童遊園地

③0 埋立場所

宇和島市坂下津向山甲三八一番地の九一、同字向山甲三四七番地七、同字戎山乙二三番地六及び戎山乙二三番地四地先海面
 着工年月日 昭和五四年一月一日
 竣工年月日 昭和五五年九月二二日
 埋立面積 五六一㎡
 埋立権者 愛媛県

埋立目的

埠頭用地

③1 埋立場所

宇和島市大浦字佐助新田甲一八六八番地の七から同字江湖甲一九五六番地の五
 着工年月日 昭和五七年二月一八日
 竣工年月日 昭和五九年七月四日
 埋立面積 一、六五九㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 埠頭用地

③2 埋立場所

宇和島市大浦字佐助新田甲一八六八番地の八から同江湖甲一九五六番地の五
 着工年月日 昭和五七年二月一八日
 竣工年月日 昭和六一年九月二九日
 埋立面積 九八八㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 道路用地

第四次計画（朝日運河）

③3 埋立場所

宇和島市住吉町二丁目一〇七一八番地から築地町二丁目五〇〇番地までの地先公有水面
 着工年月日 昭和六〇年（一九八五）四月一三日
 竣工年月日（期限）昭和六二年六月一四日
 埋立面積 三、九〇七㎡
 埋立権者 愛媛県

埋立目的

道路用地、公共埠頭用地

③4 埋立場所 朝日運河

宇和島市住吉町二丁目一〇七一八番地から築地町二丁目五〇〇番までの地先公有水面（朝日運河）
 着工年月日 昭和六〇年七月一〇日
 竣工年月日（期限）昭和六三年七月九日
 埋立面積 三三、四二三㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 小売業倉庫、駐車場、輸送用機械器具製造用地、倉庫用地、緑地用地、道路用地

③5 埋立場所 築地（愛媛県）

宇和島市弁天町二丁目三一八番一六五、築地町二丁目三一八番二二三の地先公有水面
 着工年月日 平成四年三月二三日
 竣工年月日 平成九年六月一〇日
 埋立面積 一、五五二三㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 埠頭用地

③6 埋立場所 築地（宇和島市）

宇和島市弁天町二丁目三一八番一六五、築地町二丁目三一八番二二三の地先公有水面

着手年月日 平成四年三月二三日
 竣工年月日 平成八年二月一三日
 埋立面積 五、〇四八㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 水産関連用地

新内港（愛媛県）

埋立場所 宇和島市明倫町乙一九六三番九、栄町港二丁目
 六〇〇番、弁天町二丁目三二八番四、榊形町三丁目乙一九七八番三の地先公有水面
 着手年月日 平成四年二月一日
 竣工年月日 平成八年三月二七日
 （一工区）平成一〇年三月三日
 （二工区）平成一〇年三月三日
 埋立面積 （一工区）一〇、六四六㎡
 （二工区）九、三〇〇㎡
 埋立権者 愛媛県
 埋立目的 （一工区）埠頭用地、緑地
 （二工区）埠頭用地、緑地、道路用地

新内港（宇和島市）

埋立場所 宇和島市栄町港二丁目六〇〇番、弁天町二丁目
 三二八番四、寿町二丁目二九三番三、曙町四の地先公有水面
 着手年月日 平成四年二月一日
 竣工年月日 （一工区）平成八年三月二七日

（二工区）平成一〇年三月三日
 埋立面積 （二工区）一五、五二三㎡
 （二工区）八、七九七㎡
 埋立権者 宇和島市
 埋立目的 （一工区）都市再開発用地、道路用地
 （二工区）都市再開発用地、道路用地

その他の埋立

鶴島小学校の北側から旧内港にかけて、また同校、城南中学校の西側、宇和島南高等学校北側は一面に水田が広がっていた。ハス畑を主体とした広大なこの水田の埋め立て工事が始まったのは昭和三四年からである。水田埋め立て工事自体は民間主体のものであったため、詳細な工事記録は不明であった。その後関係者からの聞き取りや、当時の新聞記事等によって以下の内容が判明した。
 市が主体の工事ではないが、平地の少ない旧市街地においては、かなりの比重を占める水田埋め立て工事の記録をとどめておきたい。

港湾関係外埋立

第一期工事（Aヶ処）

埋立場所 宇和島市榊形町
 着手年月日 昭和三四年（一九五九）十一月二七日
 竣工年月日 昭和三五年 四月二〇日
 埋立面積 二一、一四四㎡
 埋立権者 明倫町土地改良組合 八名

（資料 宮川 清氏）

第二期工事（Bヶ処）

埋立場所 宇和島市明倫町
 着手年月日 昭和三九年（一九六四）
 竣工年月日 同 年
 埋立面積 九六、八四八㎡
 埋立権者 明倫町農業組合 一四名及び小笠原氏
 この埋立に宇和島港湾浚渫土砂、一五万㎡を利用した。
 （この埋立にあたり、小笠原養魚池については、土地の状況も異なり、盛土量も少なく別として施工されたが、埋立面積には含まれていないもの）

（資料 小笠原長明氏・南予時事新聞）

宇和島港埋立施工箇所図

